

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 4 月 24 日現在

機関番号：16201

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2014～2016

課題番号：26590093

研究課題名(和文) 概算要求書を活用した公共部門の低賃金労働に関する研究

研究課題名(英文) A study on low-wage labor in public sector by budget demands

研究代表者

長山 貴之(NAGAYAMA, Takayuki)

香川大学・経済学部・准教授

研究者番号：30294747

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,500,000円

研究成果の概要(和文)：厚生労働省の一般会計(特に都道府県労働局)および特別会計(特に労働保険)の概算要求から、以下の点を明らかにした。第1に、職業紹介事業に携わる非正規労働者の人数は減少している。第2に、職業紹介事業に携わる非正規労働者全体の賃金が低い訳ではない。第3に、職業紹介事業では非正規労働者が再任用職員に置き換えられていない。第4に、平成29年度には非正規労働者の日当が引き上げられる。第5に、平成29年度には非正規労働者にも賞与が支給される。第6に、平成30年度以降も非正規労働者の日当と賞与は引き上げられることが予想される。第7に、平成26年度から平成28年度まで再任用職員の人数は減少している。

研究成果の概要(英文)：We elucidated the followings by the budget demands of general account (especially Prefectural Labor Bureau) and special accounts(especially labor insurance) of MHLW. Firstly, the number of non-permanent workers engaged in free employment placement services is declining. Secondly, the wages of all non-permanent workers engaged in free employment placement services isn't low. Thirdly, non-permanent workers aren't replaced with re-employment workers in free employment placement services. Fourthly, from 2017 F.Y. the wage of non-permanent workers is increased. Fifthly, from 2017 F.Y. the bonuses are paid to non-permanent workers too. Sixthly, It is expected that after 2018 F.Y. the wages and bonuses of non-permanent workers will be increased. Seventhly, from 2014 to 2016 F.Y. the number of re-employment workers is declining.

研究分野：財政学

キーワード：概算要求 低賃金労働 非正規労働

### 1. 研究開始当初の背景

(1) 非正規労働者の人数と比率は増加の一途を辿っている。総務省の「労働力調査」によれば、平成元年に 817 万人 (19.1%) であった非正規労働者は、四半世紀後の平成 25 年に 1906 万人 (36.7%) まで増加した。

(2) 国家公務員の非正規労働者の人数と比率も徐々に増加しつつある。上林 (2012) の 27 ページによれば、国立大学法人が発足した平成 16 年に 13 万 9695 人 (18.4%) であった非正規労働者は、7 年後の平成 23 年に 14 万 1915 人 (20.6%) まで増加した。

(3) 地方公務員の非正規労働者の人数と比率も急速に増加しつつある。上林 (2012) の 21 および 23 ページによれば、平成 17 年に 45 万 5840 人 (13.0%) であった非正規労働者は、僅か 3 年後の平成 20 年に 49 万 9302 人 (14.7%) まで増加した。

### 2. 研究の目的

(1) 国家公務員の非正規労働者のうち、職業安定所で職業紹介事業に携わる者の人数を職種別に明らかにする。上林 (2012) の 27 ページによれば、平成 23 年における国家公務員の非正規労働者は 14 万 1915 人であるが、そのうち 2 万 3168 人は委員、顧問、参与などであり、狭義の非正規労働者は 7 万 9712 人である。この内訳を見ると、法務省が 4 万 9001 人、厚生労働省が 2 万 5735 人、国土交通省が 4716 人、その他府省庁が 2 万 5995 人となっている。法務省の非正規労働者は大部分が無給のボランティアであり、有給の労働者は 3916 人に過ぎない。つまり、有給の労働者の相当部分が厚生労働省、特に職業安定所で職業紹介事業に携わっており、その人数を職種別に明らかにすることは極めて重要である。

(2) 国家公務員の非正規労働者のうち、職業安定所で職業紹介事業に携わる者の所得水準を職種別に明らかにする。例えば、代表的な職種である職業相談員、求人者支援員、就職支援コーディネーターの所得水準は大きく異なる。職業安定所で職業紹介事業に携わる非正規労働者の所得水準を職種別に明らかにすることは極めて重要である。

### 3. 研究の方法

(1) 国家公務員の非正規労働者の職種別人数と所得水準は概算要求書の備考欄に記載されている。概算要求書には比較対象として前年度予算が掲載されており、その積算根拠も備考欄に記載されているのである。例えば、「職業安定行政推進費」における「職業相談員謝金」の概算要求額が 27 億 4949 万円、前年度予算額が 31 億 8388 万円だとすると、その積算根拠は、概算要求が 1169 人 × 日額 9800 円 × 20 日 × 12 月、前年度予算が 1499 人 × 日

額 8850 円 × 20 日 × 12 月のように記載されている。前年度予算の積算根拠は実績値と考えられる。

(2) 国家公務員の非正規労働者の所得水準を考察するための参照基準として、再任用職員の所得水準を用いる。再任用職員の年収は、主任級が約 300 万円、係長級が約 360 万円、課長補佐級が約 400 万円である。なお、再任用職員には期末・勤勉手当が支給されており、年収も期末・勤勉手当を含む金額である。

### 4. 研究成果

(1) 厚生労働省の一般会計 (特に都道府県労働局) と特別会計 (特に労働保険) の概算要求書から、職業紹介事業に携わる非正規労働者の人数 (職種別) と所得水準 (年収) を明らかにした。

平成 26 年度の数值は、職業相談員等が 5926 人で年収 212.4 ~ 214.8 万円、求人者支援員が 1030 人で年収 269.5 ~ 270.7 万円、就職支援ナビゲーター等が 9541 人で年収 325.4 ~ 326.6 万円であった。職業相談員等の内訳を見ると、職業相談員が 2970 人、雇用保険相談員が 1635 人、申請相談員が 1228 人、その他が 93 人であり、所得水準に大きな差はない。就職支援ナビゲーター等の内訳を見ると、就職支援ナビゲーターが 5889 人、学卒ジョブサポーターが 2108 人、事業主支援アドバイザーが 909 人、就職支援コーディネーターが 483 人、その他が 152 人であり、所得水準に大きな差はない。

平成 28 年度の数值は、職業相談員等が 5870 人で年収 212.4 ~ 214.8 万円、求人者支援員が 960 人で年収 269.5 ~ 270.7 万円、就職支援ナビゲーター等が 8550 人で年収 325.4 ~ 326.6 万円であった。職業相談員等の内訳を見ると、職業相談員が 3026 人、雇用保険相談員が 1729 人、申請相談員が 994 人、その他が 121 人であり、所得水準に大きな差はない。就職支援ナビゲーター等の内訳を見ると、就職支援ナビゲーターが 5201 人、学卒ジョブサポーターが 1750 人、事業主支援アドバイザーが 800 人、就職支援コーディネーターが 608 人、その他が 191 人であり、所得水準に大きな差はない。

平成 26 年度と平成 28 年度を比較すると、職業相談員等、求人者支援員、就職支援ナビゲーター等のいずれも人数が減少している。職業紹介事業に携わる非正規労働者全体では、1117 人 (6.8%) 減少している。その内訳を見ると、職業相談員等が 56 人 (0.9%)、求人者支援員が 70 人 (6.8%)、就職支援ナビゲーター等が 991 人 (10.4%) 減少しており、所得水準の高い職種ほど減少数と減少率のいずれも大きい。

平成 26 年度と平成 28 年度を比較すると、職業相談員等、求人者支援員、就職支援ナビゲーター等の所得水準はいずれもほとんど変化していない。主任級の再任用職員の年収は約 300 万円なので、年収 325.4~326.6 万円の就職支援ナビゲーター等に限れば、所得水準が低いとは言えない。そして、就職支援ナビゲーター等が職業紹介事業に携わる非正規労働者に占める比率は、平成 26 年度が 58%、平成 28 年度が 56%であった。職業相談員等の所得水準が低いのは事実であるが、職業紹介事業に携わる非正規労働者全体の所得水準が低いとは言えない。

(2) 厚生労働省の一般会計（特に都道府県労働局）と特別会計（特に労働保険）の概算要求書から、職業紹介事業に携わる非正規労働者の所得水準が平成 29 年度から大幅に向上することを明らかにした。

平成 29 年度から非正規労働者への謝金日額が大幅に引き上げられる。職業相談員等は 8850~8950 円から 9800 円に 950~850 円（10.7~9.5%）、求人者支援員は 1 万 1230~1 万 1280 円から 1 万 1690 円に 460~410 円（4.1~3.6%）、就職支援ナビゲーター等は 1 万 3560~1 万 3610 円から 1 万 4700 円に 1140~1090 円（8.4~8.0%）引き上げられる。

平成 29 年度から非正規労働者にも期末手当（賞与）が支給される。職業相談員等は年額 16.1 万円、求人者支援員は年額 19.3 万円、就職支援ナビゲーター等は年額 24.5 万円である。

これらにより、平成 29 年度から非正規労働者の年収は大幅に向上する。職業相談員等は 212.4~214.8 万円から 251.3 万円に 38.9~36.5 万円（18.3~17.0%）、求人者支援員は 269.5~270.7 万円から 300.0 万円に 30.5~29.3 万円（11.3~10.8%）、就職支援ナビゲーター等は 325.4~326.6 万円から 376.8 万円に 51.4~50.2 万円（15.8~15.4%）向上する。主任級の再任用職員の年収は約 300 万円なので、年収 376.8 万円の就職支援ナビゲーター等だけでなく年収 300.0 万円の求人者支援員も、所得水準が低いとは言えない。そして、就職支援ナビゲーター等と求人者支援員が職業紹介事業に携わる非正規労働者に占める比率は、平成 28 年度で 56%と 6%であり、合計は 60%を超える。職業相談員等の所得水準が依然として低いのは事実であるが、職業紹介事業に携わる非正規労働者全体の所得水準が低いとは言えない。

(3) 都道府県労働局では非正規労働者の再任用職員への置き換えが起こっていない。「再任用短時間勤務職員給与」は平成 26 年度の 15 億 2340 万円から平成 28 年度の 12 億 9243 万円まで大幅に減少している。「職員基

本給」が平成 26 年度の 549 億 1739 万円から平成 28 年度の 549 億 2844 万円まで僅かに増加しているのとは対照的である。

(4) 平成 30 年度以降も謝金日額や期末手当の引き上げは続くものと考えられる。労働市場の逼迫だけでなく、賃金上昇への政策誘導も非正規労働者には有利な要因である。しかし、非正規労働者の 1 人当たり人件費が上昇するほど、事務事業の合理化が進められ、非正規労働者の人数は減少することが予想される。

(5) 再任用職員制度の今後の動向には注意が必要である。現在のように再任用職員制度を抑制的に運用することは、難しくなるものと考えられる。

再任用職員制度は定年と年金支給開始年齢の間を埋めるために創設された。例えば、平成 26 年度に定年退職した場合、平成 27 年度の誕生日までの数ヵ月だけが無年金期間であり、平成 27 年度の誕生日から平成 31 年度の誕生日までの 4 年間で部分年金受給期間であり、平成 31 年度の誕生日からが満額年金受給期間である。しかし、平成 28 年度に定年退職した場合、平成 30 年度の誕生日までの 1 年数ヵ月が無年金期間であり、平成 30 年度の誕生日から平成 33 年度の誕生日までの 3 年間で部分年金受給期間であり、平成 33 年度の誕生日からが満額年金受給期間である。さらに、平成 33 年度に定年退職する場合、平成 38 年度の誕生日までの 4 年数ヵ月が無年金期間であり、平成 38 年度の誕生日からが満額年金受給期間であり、部分年金受給期間はない。つまり、無年金期間は平成 33 年度まで段階的に伸びていくのである。

平成 33 年度以降に退職する場合、4 年数ヵ月の無年金期間を貯蓄の取り崩しで乗り切るのは現実的でない。ほとんどの退職者が再任用を希望するものと思われる。しかし、「再任用短時間勤務職員給与」の予算額は削減され続けている。この原因は、財務省が予算を削減していることもあるが、厚生労働省が概算要求を抑制していることにもある。「再任用短時間勤務職員給与」の平成 26 年度予算額は 15 億 2340 万円であったが、平成 27 年度概算要求額は同じ 15 億 2340 万円であった。大蔵省は概算要求を査定し、平成 27 年度予算額を 14 億 5914 億円まで削減した。さらに、平成 28 年度概算要求額は 13 億 1988 億円まで減額され、大蔵省の査定によって平成 28 年度予算額は 12 億 9243 億円まで削減された。厚生労働省の減額要求と大蔵省の予算査定が負のスパイラルを引き起こしている。しかし、このような予算削減が今後も続けられた場合、都道府県労働局では再任用職員制度が事実上機能しなくなる恐れがある。国家公務員の定年延長には国民の反発が大

きく、現実的な選択肢でない以上、「再任用  
短時間勤務職員給与」の予算増額は不可避と  
考えられる。

<引用文献>

上林陽治『非正規公務員』日本評論社，  
2012年。

5．主な発表論文等

該当なし。

6．研究組織

(1)研究代表者

長山 貴之 (NAGAYAMA, Takayuki)

香川大学・経済学部・准教授

研究者番号：30294747